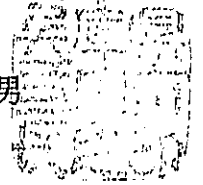


三総第176号の2
令和4年9月30日

兵庫県商工団体連合会
会長 土谷 洋男 様
三田民主商工会
会長代行 吉岡 昌保 様

三田市長 森 哲 男



中小企業・小規模事業者の支援策の拡充を求める要請について（回答）

初秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年8月26日付（8月29日受付）で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 2014年6月に制定された「小規模企業振興基本法」に基づき、すべての自治体で振興条例を制定し、中小企業・小規模事業者を地域経済の担い手として位置付けること。
すでに条例を制定している自治体は、雇用と地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業存続、育成へ、具体的な施策を講じ、地域活性化に努めることについて（産業政策課回答）
三田市では、平成31年2月に住宅都市から「生活・産業都市」への転換を目的とした「三田市産業創造戦略」を策定し、小規模事業者をはじめ、市内事業者の成長及び発展に向けた施策を計画的に推進しているところです。現在、産業創造戦略に基づき、各施策の取り組みを進めており、今後、条例制定の意義や必要性、条例の効果などを十分に考慮しつつ、適切に対応してまいります。
- 2 地方創生臨時交付金を活用し、長引くコロナ禍、アベノミクスによる異常な円高、原材料高騰に苦しむ中小企業・小規模事業者へ、直接支援する制度をつくることについて（産業政策課回答）
三田市では、国や県の支援策を補完するものとして、三田市独自の小規模事業者応援成金制度を創設し、事業者に対する給付型支援を3度にわたり実施してまいりました。本年度につきましては、原油価格高騰による事業・経営環境の変化により影響を受けている中小企業や小規模事業者などに対し、事業の用に供する機械、車両等の燃料油代の一部を補助する制度を創設し、10月中旬から申請受付を予定しているところです。今後も国や県の支援策の動向を注視し、地方創生臨時交付金を活用した事業者支援の取り組みを適時適切に進めてまいります。
- 3 年度途中の売り上げ減少にも対応できる市税の独自減免制度を創設すること。また、「納税緩和措置」制度（徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止）を活用し、商売とくらしの安定をはかることについて（税務課、収納対策課 回答）

市民税は、前年の所得に対して翌年課税されるものであるため、生活状況が変化することは当然考えられますが、税負担の公平性という観点から、様々な事情で納付が困難な方につきましては、減免というかたちではなく、徴収猶予や分割納付など納付方法をご相談いただき、納付をお願いしたいと考えております。固定資産税につきましても、同様に考えております。そのため、三田市において独自の減免制度を創設する予定は現時点ではありません。「納税緩和措置」制度につきましては、法令等に基づき、適正に事務を進めてまいります。

- 4 一昨年、昨年に借りたコロナ関連融資等の返済が始まる中、条件変更に伴う信用保証料の支援、借換・新規融資などの利子補給・信用保証料補助を行い、資金繰り緩和を支援することについて（産業政策課回答）

政府系金融機関において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため特別貸付などが行われておりますが、三田市においても、中小企業や小規模事業者を対象とする「中小企業融資制度」を設け、新規融資や借り換えの際の信用保証料につきましては、1/2を三田市が負担することとしており、引き続き事業者への支援を行ってまいります。

- 5 自治体独自の国保料（税）の条例減免制度をつくること。新型コロナウイルス感染症に対する国民健康保険の傷病手当金の支給対象を、被用者に加え個人事業主・家族従事者を加えること。国保法44条（医療費の一部負担金減免・免除）を活用し、住民の受療権を守ることにについて（国保医療課回答）

三田市では、条例減免を制度化しております。また、厚生労働省からの事務連絡の内容に基づき新型コロナウイルス感染症に関する減免制度及び傷病手当金の支給を行っており、個人事業主は対象ではありませんが、事業主より給与の支払いを受ける家族従事者は、傷病手当金の対象となっております。医療費の一部負担金減免・免除につきましては、給付と負担の平準化、公平性の観点から低所得者に対しては法令等による負担軽減に基づいて制度運用に努めてまいります。

- 6 地域経済に多大な影響を及ぼさないよう、国に対し、インボイス制度の即時中止を求めること。自治体のインボイス登録にかかわって、インボイス未登録を理由にした免税事業者排除や課税事業者へのインボイス登録を強要しないことについて（財政課回答）

消費税は、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分担するものであり、少子高齢化が進展し社会保障経費が増高する中で、制度の趣旨に沿った適切な運用が一層重要となります。インボイス制度は、この観点から国会で議論された結果、施行が予定されるものであるため、その中止を求めることは考えておりません。また、自治体のインボイス登録に関わる取り引き、即ち、自治体側が課税仕入れ先となってインボイスを発行する場合には、免税事業者排除や相手方へのインボイス登録強要は生じませんが、自治体が当事者とならない事業者間の取り引きにおいては、双方の合意に基づかない取引条件の見直しは、独占禁止法上の優越的地位の濫用に当たる可能性があります。三田市商工会の協力等を得て、適宜制度に係る情報提供に努めてまいります。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問等ございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。